

会 議 録

1. 会議名

上越市都市計画審議会

2. 議題（公開・非公開の別）

諮問案件（新潟県決定）（公開）

第1号議案 上越都市計画区域区分の変更

第2号議案 上越都市計画臨港地区の変更

第3号議案 上越都市計画道路の変更

付議案件（上越市決定）（公開）

第4号議案 上越都市計画用途地域の変更

第5号議案 上越都市計画特別用途地区の変更

第6号議案 上越都市計画地区計画の変更

第7号議案 上越都市計画下水道の変更

第8号議案 上越都市計画ごみ焼却場の変更

報告案件（公開）

第9号議案 上越市立地適正化計画の変更

3. 開催日時

令和3年5月11日（火）午後2時から

4. 開催場所

上越文化会館4階 大会議室

5. 傍聴人の数

0人

6. 非公開の理由

なし

7. 出席者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委員：中出文平、田村三樹夫、志村喬、津村泰範、三沢眞一、
吉田昌幸、卜部厚志、堀尚紀、三木公一、高橋信雄、
大谷和弘、渡邊隆、宮越馨、奥泉稔

・事務局：吉田都市整備部長

（都市整備課）佐藤課長、片岡副課長、石田係長、長壁係長、
水澤主任、渡邊主任

（下水道建設課）樋口主任

（生活環境課）久野副課長

8. 発言の内容

長壁係長 : ただ今から、「上越市都市計画審議会」を開催いたします。
本日は、ご多用のところお集まりいただき、誠にありがとうございます
ございます。

私は、本日の進行役を務めます都市整備課の長壁と申します。
よろしく願いいたします。

それでは、委員の出席状況の報告の前に、皆様にご報告があり
ます。この間、当審議会の委員を務めていただいております井
部辰男様が、今年2月、ご病気のためお亡くなりになりました。

また、同じく委員を務めていただいております、市議会議員
の田中聡様が、4月末にご病気のためお亡くなりになりました。

井部様におかれましては平成27年5月から約6年間、田中様
におかれましては令和2年4月から約1年間、委員を務めてい
ただきました。この間、当市の都市計画行政にお力添えをいた
だきましたことに深く感謝申し上げますとともに、謹んでお悔や
み申し上げます。

なお、井部様の後任につきましては、選出団体であります上越
市町内会長連絡協議会より選出いただく予定となっております。
また、田中様の後任につきましては、議会事務局において選任を
進めておりますので、決定次第、次回以降の審議会でご報告させ
ていただきます。

それでは、委員の出席状況についてご報告させていただきます
す。

本日は、吉村委員、須藤委員、東野委員の3名から欠席のご連
絡をいただいております。

委員17名のうち、14名の皆様から出席をいただいております、上
越市都市計画審議会条例第4条第2項に規定する1/2以上の出
席がありますので、本審議会が成立しておりますことをご報告
いたします。

長壁係長 : 議事に入ります前に、上越市都市計画審議会委員の委嘱状の交
付を行いたいと存じます。

審議会委員は、上越市都市計画審議会条例の規定により、学識
経験者から選出される1号委員、関係行政機関の職員から選出さ
れる2号委員、公共団体及び公共的団体の役職員から選出される
3号委員、市議会議員から選出される4号委員、公募に応じた市
民の5号委員により構成されます。

この度、就任いただいた皆様の任期は令和4年8月31日までとなっております。

それでは、委嘱状を交付いたします。

皆様の席の前に都市整備部長の吉田が参りますので、委嘱状をお受け取りください。

(部長 委嘱状交付)

長壁係長 : ありがとうございます。次に、本審議会の会長、副会長の選出に移らせていただきます。

都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令、また、上越市都市計画審議会条例に基づき、会長は学識経験者である1号委員のうちから、副会長は委員のうちから互選により定めることとなっております。選出方法について、皆様いかがいたしましょうか。

(事務局一任の声あり)

ただいま、事務局一任とのご意見をいただきましたが、皆様、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。

事務局といたしましては、会長を中出委員、副会長を田村委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしの声がございましたので、会長は中出委員に、副会長は田村委員にお願いしたいと存じます。

それでは、中出委員は会長席へ、田村委員は副会長席へご移動をお願いいたします。

(会長、副会長 移動)

早速ではございますが、中出会長から就任のご挨拶を頂戴したいと存じます。

中出会長 : ただ今ご推挙いただきました長岡技術科学大学の中出でございます。上越市においては、都市計画審議会に10年くらいお付き合いをさせていただいておりますとともに、都市計画マスタープラン、立地適正化計画立案のお手伝いをさせていただき、一応全体のことを存じ上げているつもりではありますが、市民ではございませんので、細かいところについては分からないこともあります。そこで、委員の皆さまから地元の感覚、地元の声としてこの都市計画審議会に反映させていただきたいと思っ

ておりますので、積極的にご発言いただければと思っております。よろしく願いいたします。

長壁係長 : それでは、本日の審議会に諮問、付議させていただき議案について、市長に代わりまして都市整備部長が、会長に諮問書と付議書をお渡しいたします。

(部長が会長の前に進む)

(部長が諮問書及び付議書を読み上げ、会長へ手交)

長壁係長 : ありがとうございます。続きまして、都市整備部長がご挨拶申し上げます。

吉田部長 : あらためまして都市整備部長の吉田でございます。

今日は、ご多用の中、上越市都市計画審議会にご出席いただき、大変ありがとうございます。

また、委員の皆さまにおかれましては、委員へのご就任、誠にありがとうございました。今後も当市の都市計画行政の推進に向け、ご理解ご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

さて、先ほど、会長に諮問書と付議書をお渡しいたしました。今回は、1月の審議会でご審議いただく予定としておりました案件など9件の議案を予定してございます。

案件といたしましては、県及び市決定の土地利用計画の変更、また、道路、下水道、ごみ焼却場の都市施設の変更でございます。

人口減少や頻発する災害など社会状況が変化するなかで、都市計画においてもきめ細かい運用が求められているところでございます。

案件の詳細につきましては、後ほど担当が説明いたしますので、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。最後になりますが、上越市のまちづくりに対し、皆様方からの一層のお力添えをお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

今日はよろしくお願いいたします。

長壁係長 : 続きまして、審議に入ります前に、本日の資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、先般、送付させていただきました「次第」及び「議案資料」のほか、受付でお配りした「席次表」、「委員名簿」となっております。不足等がありましたらお知らせください。

よろしいでしょうか。

それでは、これより審議に入らせていただきます。

上越市都市計画審議会運営規定第 2 条に基づき、中出会長から議長を務めていただきます。中出会長、よろしく願いいたします。

中出会長 : これより議長を務めさせていただきます。

速やかな議事進行にご協力くださるよう、よろしく願いいたします。

なお、当会議の議事録署名人は、高橋委員と奥泉委員にお願いしたいと思います。

お二方、よろしく願いいたします。

それでは、審議に入ります。

諮問案件「第 1 号議案 上越都市計画 区域区分の変更」、「第 2 号議案 上越都市計画 臨港地区の変更」、「第 3 号議案 上越都市計画 道路の変更」、付議案件「第 4 号議案 上越都市計画 用途地域の変更」、「第 5 号議案 上越都市計画 特別用途地区の変更」、「第 6 号議案 上越都市計画 地区計画の変更」、「第 7 号議案 上越都市計画 下水道の変更」、「第 8 号議案 上越都市計画 ごみ焼却場の変更」、報告案件「第 9 号議案 上越市立地適正化計画の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

水澤主任 : それでは、本日審議いただく議案について、説明させていただきます。

私、上越市都市整備課の水澤でございます。本日はよろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

まず、本日審議いただく議案の全体像について説明させていただきます。

配布させていただいております議案書を 1 枚めくっていただきまして、目次をご覧ください。

本日審議いただくのは全部で 9 項目でございます。第 1 号議案は区域区分の変更、第 2 号議案は臨港地区の変更、第 3 号議案は道路の変更、第 4 号議案は用途地域の変更、第 5 号議案は特別用途地区の変更、第 6 号議案は地区計画の変更、第 7 号議案は下水道の変更、第 8 号議案はごみ焼却場の変更、第 9 号議案は上越市立地適正化計画の変更でございます。

全 9 項目の議案は決定主体に応じて 3 段に分けて記載させていただきます。

第 1 号議案から第 3 号議案までは新潟県が決定する案件であります。

本議案については、決定主体である新潟県から、当該都市計画に係る、土地の区域を管轄する上越市に対して、意見照会があったことから、本日の審議会に諮問させていただきます。

次に、第4号議案から第8号議案までは上越市が決定する案件ですので、本日の審議会へ付議させていただきます。

最後に、第9号議案についてでございますが、立地適正化計画は都市計画と一体的に運用していく必要のある計画であり、上越市が決定する計画です。

都市再生特別措置法では、都市計画審議会に意見を聞くこととされておりますが、本日お諮りする内容はごく微小な内容でございますので、報告とさせていただきます。

議案の説明に入る前に、新任の委員の方もいらっしゃいますので、僭越ながら都市計画制度の概要を説明させていただきます。

まず、都市計画法に基づく都市計画の全体像について説明します。

都市計画を定めるにあたっては、まず都市計画を定める範囲である「都市計画区域」を定めます。

次に、都市計画区域内における整備、開発及び保全の方針である都市計画区域マスタープランを定めます。

次に、都市計画区域内において、市街化する区域と市街化を抑制する区域を定める「区域区分」を定めます。

次に、市町村の都市計画に関する基本的な方針である「市町村マスタープラン」を定めます。

なお、上越市のマスタープランについては、持続可能な都市構造の構築を目標として、平成27年8月に策定しています。

こういった上位計画にぶら下がる形で、「土地利用」「都市施設」「市街地開発事業」に関する各種計画や、地区住民の同意により地区にふさわしい街づくりのルールを定める「地区計画」等が定められ、それぞれの計画が連携を図りながら都市計画を形作っています。

なお、今回審議いただく内容は、この中の「区域区分」「土地利用」「都市施設」「地区計画」、赤の破線の内容になります。

こちらの図は、上越市において指定されている都市計画区域の、範囲を表したものでございます。

都市計画は、都市の健全な発展と、秩序ある整備を図るために計画されるものであり、その基本となる都市計画区域は、一体の都市として総合的に整備・開発及び保全する必要がある区域として指定するものでございます。

上越市内には3つの都市計画区域が指定されております。

1つ目が図の中央、朱色の部分は、合併前上越市と大潟区の全域及び頸城区の一部が含まれている「上越都市計画区域」。

2つ目図の右上、青色部分、柿崎区の一部が含まれる「柿崎都市計画区域」。

3つ目図の下側、緑色の部分は中郷区の一部が含まれる「妙高都市計画区域」になります。

今回提案する案件は、全てが朱色の上越都市計画区域内の内容になります。

この都市計画区域内において、先ほど申し上げた「区域区分」「土地利用」「都市施設・市街地開発事業の各計画」「地区計画」の各種多様な計画が重層的に重なって都市計画を形成していません。

なお、「区域区分」は市街化する区域と市街化を抑制する区域を区分するもの。「土地利用」は土地を利用目的ごとに区分するもの。「都市施設・市街地開発事業」の各計画は都市に必要な施設や市街地開発事業に関するもの。

「地区計画」は地区住民の同意により、それぞれの地区にふさわしいまちづくりのルールを定めるものとなっています。

それぞれの内容について、本日審議いただく内容との関連性を次のスライド以降で説明します。

まず、「区域区分」についてです。

「区域区分」は、無秩序な市街化を防止し、健全で計画的な市街化を図るため、市街化を図る「市街化区域」と、市街化を抑制する「市街化調整区域」に区分し、各種規制を加えるものです。

図の赤色の破線の内側が市街化区域、外側が市街化調整区域を表しています。

市街化区域内では土地の用途が指定され、計画的な市街地形成がなされるとともに、都市施設の整備や市街地開発事業が積極的に行われます。

それに対して、市街化調整区域では、開発行為を行う場合に厳しい制限が課されることとなり、市街化が抑制されます。

なお、第1号議案は、この区域区分を変更する内容でございます。

次に、「土地利用」についてです。

「土地利用」は、住宅、店舗、事務所、工場など競合する様々な土地利用を順序だて、効率的な都市活動の増進、優れた環境の保護、特色ある街並みの形成などを図ることを目的として、まちづくりのルールを定めるものです。土地利用に関しては多様なルールが存在するため、本日審議いただく内容に関連のある内容のみ説明いたします。

まず、「用途地域」は地域の特性に応じて用途地域の種類を定め、建築基準法によって建物の用途を制限するものです。大きく分けると、住居系・商業系・工業系の用途に区分でき、上越市においては11種類の用途を指定しています。

なお、第4号議案は、この用途地域を変更する内容でございます。

この用途地域に加えて、上越市では「特別用途地区」を定め、大規模集客施設の立地を制限しております。

平成20年に市内全ての準工業地域に「特別用途地区」を定め、「大規模集客施設制限地区」に指定しており、床面積10,000㎡を超える店舗等の建築を規制しております。

なお、第5号議案は、この特別用途地区を変更する内容でございます。

また、都市計画区域内では、港湾管理者が港湾を管理運営するため、「臨港地区」を指定する必要があります。上越市においては直江津港に関する臨港地区が指定されております。

なお、第2号議案は、この臨港地区を変更する内容でございます。

次に、都市施設と市街地開発事業についてです。

「都市施設」とは、都市生活者の利便性の向上や、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設である、「道路」「都市高速鉄道」「公園」「緑地」「水道」「下水道」「ごみ焼却場」等の総称であり、これらを計画的に整備するため、都市計画で定めています。

なお、第3号、第7号及び第8号議案は、「道路」「下水道」「ごみ焼却場」のそれぞれの計画を変更する内容でございます。

本日審議いただく議案には関係はありませんが、面的に計画的なまちづくりを進める「土地区画整理事業」や「市街地再開発

事業」の総称である「市街地開発事業」についても、都市計画決定する必要があります。

次に、「地区計画」についてです。

「地区計画」は、地区住民の同意によりそれぞれの地区にふさわしい良好な都市環境の形成を図るため、地区独自のきめ細かなルールを定めるものです。一般的には指定されている用途地域の規制にプラスする形で効力を発揮するものです。

なお、第6号議案は、この地区計画を変更する内容でございます。

次に、「立地適正化計画」についてです。

立地適正化計画は都市再生特別措置法に基づき都市の活動を「誘導」することを目的とし、居住機能を誘導する「居住誘導区域」や都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」を定めるものです。

これまでに説明した「区域区分」や「土地利用計画」が都市の無秩序な拡大を防止する「規制」がベースになっていましたが、こちらは「誘導」により都市をコントロールする仕組みです。

具体的には、スライド右側のイメージ図のとおり、「都市計画区域」内の「市街化区域等」の内側に対して「居住誘導区域」を設定し、さらにその内側に「都市機能誘導区域」を定めるものです。

これまでに、上越都市計画区域では、「上越市立地適正化計画」を平成29年3月に策定しています。

なお、第9号議案は、この立地適正化計画を変更する内容でございます。

これらの計画を組み合わせて活用することにより、都市におけるまちづくりのルールが定められています。

最後に、都市計画の決定主体について、説明させていただきます。

都市計画の決定主体は、都市計画法第15条により、決定する都市計画の種類毎に、決定主体が都道府県と市町村で区別されております。

まちづくりの主体は市町村でございますので、都市計画法では、基本的に市町村が都市計画を定めるものとして規定されております。

ただし、広域の見地から定める必要があるものは県が都市計

画を定めます。

具体例としては、都市圏全体で一体的に指定することで効果が発揮されるものとして、市街化する区域と市街化を抑制する区域を定める「区域区分」等が該当します。

また、広域的な観点から計画すべき地域地区および都市施設として、臨港地区や流通業務地区、国道や県道などが該当します。

この決定主体に応じて、新潟県決定案件については、新潟県からの意見照会に対して審議会の意見を尋ね求めることとございますので、「諮問」としており、上越市決定案件については、審議会の審議を求めるものですので、「付議」としています。

前置きが長くなりましたが、都市計画の変更案につきまして、説明します。

本日の議案は 9 件になりますが、変更の要因別に 4 件に整理できます。

1 件目は、「臨港地区の変更」です。議案は第 2 号議案「上越都市計画 臨港地区の変更」です。直江津港の港湾区域において、港湾施設として整備した岸壁と道路等を、港湾管理者である新潟県からの申出により、臨港地区に指定するものです。

2 件目は、「区域区分等の変更」です。議案は第 1 号議案「上越都市計画 区域区分の変更」と第 4 号議案「用途地域の変更」、第 5 号議案「特別用途地区の変更」、第 7 号議案「地区計画の変更」、第 8 号議案「下水道の変更」及び第 9 号議案「上越市立地適正化計画の変更」です。先ほどの臨港地区に指定する範囲について、市街化区域に編入するとともに、都市的利用が見込まれない市街化区域の農地について、市街化調整区域へ編入するものです。

3 件目は、「都市計画道路の変更」です。議案は第 3 号議案「上越都市計画 道路の変更」です。変更する路線は 2 路線で、1 路線を廃止するとともに、1 路線の幅員を変更するものです。

4 件目は、「ごみ焼却場の変更」です。議案は第 8 号議案「上越都市計画 ごみ焼却場の変更」です。既存施設の老朽化に伴い、ごみ焼却場の代替整備が平成 29 年に完了しております。このことに伴い、既存施設跡地を都市計画施設の区域指定を除外するものです。

それでは、個別案件の具体的な説明をいたします。

それでは、「臨港地区の変更」について、説明します。

議案書は 17 ページ、第 2 号議案「上越都市計画 臨港地区の変更」です。

直江津港の港湾区域において、港湾施設として整備した岸壁と道路等を、港湾管理者である新潟県からの申出により、臨港地区に指定するものです。

最初に、直江津港について、概要を説明します。

直江津港は、本州の日本海沿岸の中央部、国際拠点港湾である新潟港と伏木富山港のほぼ中間に位置する国際貿易港です。

昭和 26 年に重要港湾に指定され、その後関川との河口分離を目的とした整備を行い、港湾施設の強化が進められております。

南ふ頭地区には佐渡汽船ターミナルが立地し、小木港への定期航路が就航しているほか、東ふ頭地区においては平成 7 年に外貿コンテナ航路が開設されております。

また、平成 16 年に竣工した荒浜ふ頭地区においては、LNG 受入基地や火力発電所が立地しており、エネルギー港湾としても重要な役割を担っています。

次に、臨港地区に関する指定の仕組みについて説明します。

臨港地区は、港湾を管理運営するため定める地区であり、直江津港は上越都市計画区域内であることから、港湾管理者である新潟県からの申出により、都市計画法の規定に基づいて臨港地区に指定します。

なお、臨港地区においては、特定の機能に特化する範囲として、その機能を全うするために、港湾管理者が臨港地区内に分区を定め、定められた分区毎に構築物の規制が行われます。

分区を指定した場合、分区には都市計画で定める用途地域及び特別用途地区による用途規制が適用除外となります。

議案書は、21 ページをご覧ください。

こちらは、「新潟県が管理する港湾の臨港地区内の分区において規制される構築物の指定に関する条例」です。直江津港では、この条例に基づいて構築物を規制しています。

次に、新たに臨港地区に指定する区域について、説明します。

現在指定されている臨港地区は、赤い線で囲まれた区域です。

青色で着色された区域が、今回臨港地区へ新たに指定する範囲であり、向かって右側の「荒浜ふ頭地区」と左側の「南ふ頭地

区」です。

荒浜ふ頭地区は、整備された臨港道路と、緑地として整備を計画している区域の埋め立てが完了した箇所です。

南ふ頭地区は、老朽化のため栈橋形式の岸壁を直立形式の岸壁に改築した箇所であり、いずれも港湾管理者である新潟県からの申出により、臨港地区に指定するものです。

参考に臨港地区の指定に伴い港湾管理者が定める分区について、ご説明いたします。

荒浜ふ頭地区は修景厚生港区に指定され、主に道路や駐車場などの臨港交通施設、緑地や広場などの港湾環境整備施設などを建設することができる区域になります。

南ふ頭地区はわずかな面積でもあることから周囲と同じ目的の商港区に指定され、旅客施設や運送業・倉庫業等の事業用施設などを建設することができる区域になります。

以上が、臨港地区の変更に関する内容です。

次に、区域区分等の変更について、説明します。

議案書は1ページ、第1号議案「上越都市計画 区域区分の変更」が主な変更となりますが、これに付随して第4号議案の用途地域の変更、第5号議案の特別用途地区の変更、第6号議案の地区計画の変更、第7号議案の下水道の変更、第9号議案の立地適正化計画の変更についても合わせて変更が生じます。

区域区分の変更については、案件としては大きく分けて2件ございます。先ほどの臨港地区に指定する地区について、市街化区域に編入するものが1件目。2件目は都市的利用が見込まれない地区の市街化区域の農地について、営農を継続する土地所有者からの要望を受け、市街化調整区域へ編入するものでございます。

まず、先ほど説明した直江津港の臨港地区の指定に伴い、変更が生じる内容について、説明します。

臨港地区は、港湾施設及び、将来これらの施設のために供せられることが確実な地域について指定されるものであります。その性格上から市街化が予想されることから、新たに臨港地区に指定する区域を市街化調整区域から市街化区域に編入する必要があるため、区域区分を変更します。

赤い線で囲まれた部分が、今回市街化区域に編入する区域で

す。八千浦地区は、約 9.0 ヘクタール、港町二丁目地区は、約 0.01 ヘクタールです。

市街化区域へ編入する区域では用途地域を指定する必要があるため、第 4 号議案のとおり、用途地域を指定します。

こちらは、新たに臨港地区に指定する八千浦地区の西側です。

上越市都市計画マスタープランでは、「市街地の土地利用区分と方針」を定めており、臨港地区は港湾業務地として「工業系」に区分されています。これに併せて八千浦地区は隣接する既存の用途地域に合わせ、「工業地域」に指定します。

こちらは、八千浦地区の東側です。

新たに臨港地区に指定する範囲を、先ほどと同じく「工業地域」に指定します。

港町二丁目地区は、隣接する既存の用途地域に合わせ、「準工業地域」に指定します。

また、冒頭の都市計画制度の概要について説明したとおり、上越市においては用途地域を準工業地域に指定した場合、併せて第 5 号議案のとおり「特別用途地区」にも指定します。

なお、今後、港湾管理者である新潟県が分区を定めることとしているため、指定後には用途地域及び特別用途地区による用途規制が適用除外となります。

適用除外となるのであれば、用途地域及び特別用途地区の指定は不要なのではないかと思われるかもしれませんが、分区の指定に関しては港湾法第 39 条で「港湾管理者は、臨港地区内において次に掲げる分区を指定することができる。」との記載となっております。

このことから、万が一港湾管理者が分区を指定しないことや指定したとしても今後指定を除外する可能性も否定できないことから、都市計画サイドとしては用途地域及び特別用途地区を指定し、用途規制の網をかけておくというものでございます。

次に、市街化区域内の農地を「市街化調整区域へ編入」する案件について、説明します。議案書は 15 ページになります。

春日地区の土橋地内と、和田地区の石沢地内における市街化区域内の農地について、都市的土地利用が見込まれないことから、土地の所有者から営農を継続したいとの要望を受け、市街化調整区域へ編入するものです。

現在表示しているのは土橋地区で、市街化調整区域へ編入す

る面積は、約 1.9 ヘクタールです。

黄色の線が変更前の区域区分、赤色の線が変更後の区域区分です。

市街化調整区域への編入に伴い、第 4 号議案のとおり用途地域を黄色の「第一種住居地域」から「無指定」にします。

また、当該区域は「下水道区域」と「立地適正化計画の居住誘導区域」に指定していることから、市街化調整区域へ編入すると同時に、それらの区域からも除外する必要があります。

このことに伴い、第 7 号議案「下水道の変更」及び第 9 号議案「立地適正化計画の変更」により、本地区を下水道区域及び立地適正化計画の居住誘導区域から除外します。

次に議案書の 16 ページになりますが、現在表示しているのは石沢地区で、変更する部分の面積は、約 0.2 ヘクタールです。

黄色の線が変更前の区域区分、赤色の線が変更後の区域区分です。

市街化調整区域への編入に伴い、第 4 号議案のとおり用途地域を黄色の「第一種住居地域」2 か所・約 0.1 ヘクタールと、水色の「工業地域」1 か所・約 0.1 ヘクタールの用途地域をすべて「無指定」にします。

また、当該区域のうち第一種住居地域の 2 か所は「石沢・寺町地区の地区計画の区域」に含まれており、3 か所すべてが「下水道区域」に含まれていることから、市街化調整区域へ編入すると同時に、それらの範囲・区域からも除外する必要があります。

このことに伴い、第 6 号議案「地区計画の変更」及び第 7 号議案「下水道の変更」により、本地区を地区計画の及び下水道区域から除外します。

以上が、区域区分の変更に関する内容です。

続いて、都市計画道路の変更について、説明します。

議案書は 27 ページ、第 3 号議案「上越都市計画 道路の変更」です。

変更する路線は 2 路線で、1 路線を廃止するとともに、1 路線の幅員を変更するものです。

最初に、西福島下吉線の廃止について、説明します。

都市計画道路は住民の社会生活に必要不可欠なものであり、自動車交通の利用のみならず、市街地の誘導や防災機能等の

様々な機能を兼ね備えております。

このことから、将来の都市構造を踏まえ、都市の骨格となるべき重要な役割を担う都市施設として都市計画に定めております。

しかしながら、都市計画施設の区域内では、建築物を建築する場合に一定の建築制限等が課せられており、都市計画法によって許可が必要であり、土地所有者の私権を制限している状態にあります。

近年では、人口減少や自動車交通量が減少傾向にあることなど、都市計画決定時と比べ、社会情勢が大きく変化している中で、都市計画道路の必要性そのものも大きく変化してきております。

このことから、上越市においても新潟県が策定した「都市計画道路の見直しガイドライン」に基づいて、平成23年度から見直しの検討を始め、未着手の路線につきまして、その必要性や実現性などの見直しを図っています。

これまで、一部廃止を含め5路線の都市計画道路を廃止しており、当該路線についても、地元関係者並びに関係機関との調整が整ったことから、廃止するものです。

こちらは、当該路線周辺の都市計画総括図になります。

西福島下吉線は、紫色の「国道8号」、と緑色の「都市計画道路 黒井藤野新田線」を東西に連絡する路線で、延長約780m、幅員16mの都市計画道路として、昭和36年に都市計画決定をしています。

こちらが、計画図です。道路計画が黄色の範囲で示されていますが、国道8号との交差点を起点とし、道路を新設するとともに、現道の「県道大瀧直江津線」を拡幅し、黒井藤野新田線との交差点を終点とする計画です。

国道8号と黒井藤野新田線を連絡することで、交通機能強化を目的とした路線です。

しかしながら、当該路線の北側には、国道8号と黒井藤野新田線を結ぶ、両側歩道で2車線の「市道頸城線」があり、都市計画道路としての代替道路が整備されております。廃止した状態の道路ネットワークに対して、将来交通量による交通処理のシミュレーションを行いました。当該路線を廃止しても交通処理に影響がないことを確認しています。

また、現道の「県道大瀧直江津線」はこのような路線となっております。片側歩道で2車線の機能を有しており、都市計画道路

を廃止しても、地域住民への生活環境には、影響は少ないものと考えています。

なお、未着手区間には多数の墓を有している寺院があることから、道路整備事業の実現性が極めて困難であることも廃止する要因として考えています。

次に、飯門田新田線の変更について、説明します。

こちらは、当該路線周辺の都市計画総括図です。

飯門田新田線は、山麓線と上越大通り、国道 18 号と交差し、上越・魚沼地域振興・快速道路の門田新田インターチェンジに接続する延長 約 4,400m、代表幅員 22m の 4 車線の都市計画道路として、昭和 43 年に都市計画決定をしています。

今回変更する内容は、関川を渡河する橋梁「上越大橋」の 4 車線化のため、橋梁区間の道路幅員を、「19m」から「20.8m」に変更するものです。

上越大橋は、当初は 4 車線分を確保した幅員の 19m で計画していましたが、現在は暫定的に 2 車線で供用しています。

こちらは、上越大橋の歩道上から、関川の東方面を望む写真です。

上越大橋は、今から 37 年前の昭和 58 年に開通しています。

開通した当時は、北陸自動車道の上越インターチェンジが完成し、新潟市と上越市が高速道路で結ばれ、国道 18 号の上新バイパスの一部区間も開通したことから、上越地域の広域交通ネットワークの整備が進みました。

こちらは、上越大橋を関川の上流側から見た写真です。

ご覧のとおり、橋梁の橋台及び橋脚の下部工、土台となる部分は 4 車線分を確保して整備済みですが、橋桁、床版等の上部工、自動車が通行する部分は半分の 2 車線分の整備が完了していません。

架橋当時は、高田市街地と上新バイパス、そして北陸自動車道とのアクセスを早期に実現するため、暫定的に 2 車線で整備を行い、供用を開始しました。

こちらは、高田市街地の主な道路を示した図です。

飯門田新田線は、画面の中央上に位置します。

近年では上越大橋の西側では平成 27 年に山麓線から上越大通り間が開通し、4 車線整備が完了しております。

上越大橋の東側では、平成 31 年 3 月に「上越魚沼地域振興快

速道路」の一部区間が開通し、同年 12 月には「謙信公武道館」が開館するなど、新たな交流拠点としての役割が期待されています。

このような背景から、将来における飯門田新田線の交通量の増加が見込まれておりますが、本路線唯一の 2 車線区間であり、ボトルネックとなっている上越大橋の 4 車線化が必要となっております。

本件の変更は、事業主体である新潟県が上越大橋の 4 車線化にあたって設計を行った結果、橋梁の道路幅員を変更する必要が生じたことから、都市計画道路の幅員を変更するものです。

道路の幅員構成としては、車線幅は 3.0m で片側 2 車線の 4 車線とし、歩道は両側に 2.5m、上下車線を分離する中央帯 1.0m を設置することから、総幅員 20.8m を必要とするものです。

当初計画に対しては、歩道及び路肩を両側ともに 0.5m ずつ拡幅し、地覆を両側ともに 0.1m ずつ狭めることで、19.0m から 20.8m に 1.8m 拡幅する形になります。

以上が、都市計画道路の変更に関する内容です。

次に、ごみ焼却場の変更について、説明します。

議案書は 77 ページ、第 8 号議案「上越都市計画 ごみ焼却場の変更」です。

既存施設の老朽化に伴い、ごみ焼却場の代替整備が平成 29 年に完了しております。このことに伴い、既存施設跡地を都市計画施設の区域から指定を外すものです。

こちらは、新旧クリーンセンターを映した写真でございます。

手前が、現在稼働中のクリーンセンターであり、平成 29 年に供用を開始しています。

その左奥が旧第 1 クリーンセンターであり、令和元年 12 月に除却工事が完了しております。

右奥は旧第 2 クリーンセンターであり、令和 3 年 6 月から除却工事に着手し、現在も除却工事中でございます。

将来的には、現行のクリーンセンター用地と旧第 2 クリーンセンター跡地において、ごみ焼却施設を交互に整備する計画としています。

効率的な土地利用の観点から、旧第 1 クリーンセンター跡地については、ごみ焼却施設用地としては利用しないことから、都

市計画施設区域から除外します。

こちらが平面図でございます。

赤線で囲んだ区域が、現在稼働中のクリーンセンター用地と除却工事中の旧第2クリーンセンター跡地です。

将来的なごみ焼却施設の更新整備のため、旧第2クリーンセンター跡地は、次期施設の整備まで、建て替え用地として管理します。

北側の黄色で網掛けした範囲が、令和元年12月に除却工事が完了した旧第1クリーンセンター跡地です。

旧第1クリーンセンター跡地は、ごみ焼却場の施設用地として利用しないことから、今回、都市計画施設の区域から除外します。

ごみ焼却場の区域変更に伴い、「位置」の欄から、旧第1クリーンセンター跡地である「字三百歩」を除き、「面積」の欄では、同跡地の面積11,100㎡を減じています。

また、備考欄に参考として記載している施設種類と能力を現行のクリーンセンターの内容に更新します。

最後に、これまでの説明会等の開催状況及び縦覧の結果、並びに今後の予定について説明します。

昨年の9月1日に素案説明会を開催しましたが、参加者はいませんでした。

また、8月25日から9月8日までの間、素案の縦覧を行いました。期日までに公述の申出がなかったことから、「公聴会」は開催していません。

今年の1月5日から1月19日までの間、変更案の縦覧を行いました。こちらも意見書の提出はありませんでした。

今後の予定としては、本審議会の後、6月に県の都市計画審議会を経て、7月に国土交通大臣の同意を得たうえで8月に決定告示を行う予定です。

以上、第1号議案から第9号議案までの都市計画の変更案について、説明を終わります。

中出会長 : ただ今、説明のありました、第1号から9号議案について、ご意見・ご質問等がありましたらお願いいたします。

説明が足りなかったところがあるとすると、臨港地区について、もともと公有水面だったところを埋め立てして整備し、陸地

になったところについては都市計画区域に入れる必要があつて、都市計画区域に入れると市街化区域になり、そこに臨港地区や用途地域を指定し、付随して準工業地域については特別用途地区が指定されます。陸地になった部分があるということです。

水澤主任 : おっしゃるとおりです。陸地化した範囲に対して区域設定をしたものです。

中出会長 : ほとんどの案件については議論の余地がないのですが、議論するとすれば、都市計画道路の廃止と変更がありますが、変更については橋梁部分の設計変更に伴うものであり、県の責任によるもので市は関係ないものです。また、廃止については、地元からも、16条に基づく公聴会、17条に基づく縦覧でも意見がなかったようですが、全体を通してご意見・ご質問があればお願いします。

宮越委員 : 説明いただいた内容は分かりました。

これは可能かどうかお聞かせください。飯門田新田線の橋の拡幅については異論ありませんが、上沼道について、先ほど変更理由として謙信公武道館など利用する方が増えてきて交通需要が高まりその利便性のためという話がありましたが、上沼道からバイパスにつながるところ、東から来てバイパスに乗るとき、左に曲がってバイパスに乗るラインが窮屈であり、そこで渋滞が発生しているのをよく見かけます。橋梁の改良とあわせて、インターチェンジ交差点の通行がスムーズにいくよう改良を検討してはどうでしょうか。

中出会長 : そこは県決定の道路ですよね。

片岡副課長 : 県決定の道路です。

中出会長 : 県決定であれば上越市で判断できるものではないため、交差点改良についても県の案件であり、市では答えにくいと思います。要望は出せるかもしれませんが。

佐藤課長 : 委員ご指摘のとおり、イベント等の際には交通渋滞が発生する可能性があるかもしれませんが、今ほど会長からお話いただいたとおり都市計画の決定のルールに従いますと、県が定めるものになりますので、地元自治体としては状況を鑑みながら必要に応じて県と協議することになるかと思っておりますので、いただいた意見は今後の参考とさせていただきます。

中出会長 : プライオリティーから言えば、橋を早く4車線化してもらう方が先なのでしょう。そのうえで交差点改良をしてもらおうと。国

道 18 号は国管理ですし、交差点改良は大変面倒だと思いますので、早めに根回ししてもらえればと思います。

宮越委員 : よろしくお願ひします。

構造的に見ても、大きな改良は必要なく、側道を拡幅するだけで済むと思います。また、同じようにバイパスの各交差点において曲がりにくいところがあるので、点検して国・県に要望できる場所があればぜひ進めてほしいと思います。

中出会長 : 他にいかがでしょうか。

奥泉委員 : 第 1 号議案、9 ページ、港町二丁目地内 0.01 ヘクタールとありますが、どういう変更になったのか、具体的な図面等があればお示ししていただきたいのですが。

片岡副課長 : 手元には詳細な図面はございません。港町二丁目のこの部分についてはもともと栈橋の構造だった場所を岸壁に前出した部分で区域変更が生じたものです。

奥泉委員 : 私もその場所に行ったことがあるので分かるのですが、こうした細かい変更についてはできれば図面等をつけていただけるとありがたいです。

中出会長 : 栈橋を岸壁に改良した部分は、東西方向で何メートルくらいあるのでしょうか。その長さで栈橋から岸壁に前出した長さで、結果的に 100 m²ほど陸地が増えたということですよ。おおまかではよいのでオーダーだけ教えてもらえますか。

佐藤課長 : 手元の図面でお答えさせていただきますが、岸壁にして張り出した部分が 1m60 cm、幅が 74m、その部分が陸地化され、今回 0.01 ヘクタール増えたということでご理解ください。

奥泉委員 : ありがとうございます。

中出会長 : 他によろしいでしょうか。ご意見も尽きたようですので、最初に新潟県決定の諮問案件について、お諮りいたします。

「第 1 号議案 上越都市計画 区域区分の変更」について、原案のとおり答申することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、第 1 号議案は原案のとおり異存ないものと答申いたします。

次に、「第 2 号議案 上越都市計画 臨港地区の変更」について、原案のとおり答申することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、第 2 号議案は原案のとおり異存ないものと答申いたします。

次に、「第 3 号議案 上越都市計画 道路の変更」について、原案のとおり答申することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、第 3 号議案は原案のとおり異存ないものと答申いたします。

続いて、上越市決定の付議案件について、お諮りいたします。

「第 4 号議案 上越都市計画 用途地域の変更」について、原案のとおり答申することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、第 4 号議案は原案のとおり変更することが適当であるものと答申いたします。

次に、「第 5 号議案 上越都市計画 特別用途地区の変更」について、原案のとおり答申することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、第 5 号議案は原案のとおり変更することが適当であるものと答申いたします。

次に、「第 6 号議案 上越都市計画 地区計画の変更」について、原案のとおり答申することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、第 6 号議案は原案のとおり変更することが適当であるものと答申いたします。

次に、「第 7 号議案 上越都市計画 下水道の変更」について、原案のとおり答申することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、第 7 号議案は原案のとおり変更することが適当であるものと答申いたします。

次に、「第 8 号議案 上越都市計画 ごみ焼却場の変更」について、原案のとおり答申することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、第 8 号議案は原案のとおり変更することが適当であるものと答申いたします。

なお、「第 9 号議案 上越市立地適正化計画の変更」については、報告案件であるため、答申は行いません。

以上で、本日の案件が全て終了いたしましたので、議長の任を解かせていただき、ここからの進行を事務局にお返しいたします。

ありがとうございました。

長壁係長 : 議長、ありがとうございました。

これより諮問、付議案件に対する答申に移ります。

ただ今答申書をお持ちいたしますので、しばらくお待ちください。

(事務局、答申書を持ち込み、会長へ手交)

それでは、答申書を会長からご確認いただきたいと思います。

(会長が答申書を確認)

よろしいでしょうか。

それでは、これより答申に移らせていただきます。

都市整備部長は、会長の前へお進みください。

(部長が会長の前に進む)

(会長が答申書を読み上げ、部長へ手交)

ありがとうございました。

長壁係長 : 以上をもちまして上越市都市計画審議会を終了いたします。

本日は、貴重なご意見をいただき、大変ありがとうございました。

9. 問合せ先

都市整備部都市整備課計画係

TEL : 025-526-5111 (内線 1376)

E-mail : toshiseibi@city.joetsu.lg.jp

10. その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。